第54回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第54回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成24年５月30日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

受験番号	氏名	受験番号	氏名
7	井出　修平	111	熊谷　邦彦
19	江草聡一朗	112	坂本　智
22	大久保宏明	113	佐藤　亘
23	太田　慧	114	手嶋　康裕
33	菊池　孝史	115	寺野　印成
48	嶋田　和浩	116	豊田　望
49	鈴木　英治	117	中本　直樹
56	高濱　央人	118	西原　亮
61	徳久　聡	119	野村　浩史
71	丹羽　悠介	120	濱口　義兼
90	丸山　雄大	121	宝珍　禎則
102	山田　琢馬	123	望月　貴司
109	井原　芳樹	124	百瀬　孝文
110	内山　壱郎	125	山神　知之

第44回核燃料取扱主任者試験合格者

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第８条の６の規定に基づき、第44回核燃料取扱主任者試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成24年５月30日

経済産業大臣　枝野　幸男

受験番号	氏名	受験番号	氏名
27	衣旗　広志	90	寺野　印成
80	山本　好郎	92	中本　直樹
83	井原　芳樹	93	西原　亮
84	内山　壱郎	94	野村　浩史
85	熊谷　邦彦	96	宝珍　禎則
86	坂本　智	97	宮本　大
87	佐藤　亘	98	百瀬　孝文
89	手嶋　康裕	99	山神　知之

公　告

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第５条の２第２項（同法第６条第６項、第７条第４項、第11条第２項及び第16条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成24年５月30日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

1　日時　平成24年６月13日午後２時30分から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項

⑴　輸入検疫措置の対象となる有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）について、52種類の有害動物を別表１の第１の１に、４種類の有害植物を同表の第２の１にそれぞれ追加するとともに、病害虫リスク分析の結果の更新が必要となった２種類の有害動物を同表の第１の２の農林水産大臣が指定する有害動物に含めるために同表の第１の１から削除すること（規則第５条の２及び別表１関係）について

⑵　輸出国の政府機関による栽培地における検疫有害動植物の付着の有無の検査の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、３種類の有害動物及び８種類の有害植物の発生地域を見直すとともに、１種類の有害動物及び２種類の有害植物の寄主植物を見直すこと（規則第５条の４及び別表１の２関係）について

⑶　輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、10種類の有害動物及び２種類の有害植物の発生地域を見直すとともに、６種類の有害動物の寄主植物を見直すこと（規則第９条第１号及び別表２関係）について

⑷　輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物並びに輸入の禁止の対象から除外する基準（以下「除外基準」という。）について、３種類の有害植物の発生地域及び寄主植物を見直すとともに、２種類の有害植物の除外基準を見直すこと（規則第９条第２号及び別表２の２関係）について

⑸　上記⑴の検疫有害動植物の見直しに伴い、輸入植物検疫規程（昭和25年７月８日農林省告示第206号）第３条第１項第４号の措置の対象となる検疫有害動植物を見直すことについて

⑹　上記⑵の検疫有害動植物の寄主植物の見直しに伴い、移動の禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物について、１種類の有害動物の寄主植物を見直すこと（規則第35条の７第１項及び別表６関係）について

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の⑴及び⑵の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成24年６月７日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市二の丸１番２号　熊本合同庁舎内）

公　告

諮　事　項

証 票 無 効

○　収税官吏章

平成23年７月14日交付　第904号

金沢国税局　財務事務官　森川　　智　名義分

平成24年４月18日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成24年５月30日　　国　税　庁